○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
武雄市武雄町大字武雄字永松五七五二番一地内	前	一一・〇八～六二・〇二メートル	〇・一三五キロメートル
	後	一四・〇六～五一・八七メートル	〇・一三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

参議院

答弁書受領

一月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員舟山康江提出日ＥＵ経済連携協定およびＲＣＥＰに関する質問に対する答弁書（第一一三号）

参議院議員小西洋之提出日露首脳会談の合意に基づく国際的約束の内容等に関する質問に対する答弁書（第一一四号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　山根　良実

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上一月五日）　森重　俊也

内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部設立準備室長に任命する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　向井　治紀

内閣官房番号制度推進室長を命ずる

内閣官房社会保障改革担当室審議官を免ずる（総務省大臣官房付）総務事務官　鶴巻　郁夫

（同）同　山口　真矢

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部設立準備室参事官を命ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　澤井　俊

（同）同　中山　隆介

内閣官房観光戦略実行推進室参事官を命ずる（各通）

（同）同　木村　大

（同）同　斎須　朋之

（同）同　矢田　真司

内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部設立準備室参事官を命ずる（各通）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　加藤　進

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　上村　昌博

（同）同　長谷川　孝

（同）同　福田　毅

（同）同　三橋　一彦

内閣官房番号制度推進室参事官を命ずる

内閣官房社会保障改革担当室参事官を免ずる（各通）

（同）同　斎須　朋之

内閣官房行政改革推進本部事務局参事官を免ずる

（同）同　矢田　真司

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（同）同　木村　大

（同）同　斎須　朋之

内閣官房観光戦略実行推進室参事官を免ずる（各通）（以上一月六日）

人事院

（人材局次席試験専門官（首席試験専門官付））　村上　一美

辞職を承認する（二十八年十二月三十一日）

財務省

（国税庁課税部課税総括課消費税室長）財務事務官　永田　寛幸

（国税庁課税部個人課税課長）同　槇原耕太郎

（東京高等検察庁検事兼国税庁課税部資産課税課長）検事兼財務事務官　瀧澤　一弘

（国税庁課税部法人課税課長）財務事務官　飯守　一文

（国税庁課税部酒税課長）同　田村　公一

（国税庁徴収部徴収課長）同　岸　英彦

（総務省自治税務局都道府県税課長）総務事務官　川窪　俊広

（総務省自治税務局市町村税課長）同　池田　達雄

（総務省自治税務局固定資産税課長）同　黒瀬　敏文

相間　宏章　岩崎　勇　岡田　博憲

川崎　賢二　近藤　雅人　杉本　徳栄

竹村　純也　戸田　龍介　西山　元章

松本正一郎　森下　治　米山　正樹

平成二十九年度税理士試験試験委員に任命する（各通）

（主税局総務課主税企画官）財務事務官　中山　隆介

主税局付を命ずる

兼ねて主税局総務課主税企画官を命ずる（以上一月六日）

官庁報告

公聴会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成29年１月11日

国土交通大臣　石井　啓一

１　事案の内容　平成29年国土交通省告示第22号に係る成田国際空港について指定した空港の範囲の変更について

２　日時　平成29年１月31日午後２時